

令和元年度 第4回 奈良支部評議会議事録

開催日	令和元年 10 月 28 日（月） 15：05～17：15
開催場所	奈良支部会議室
出席評議員	谷奥評議員、中評議員、西田評議員、平越評議員、深水評議員、森評議員（議長）、吉川評議員、渡邊評議員（五十音順）
議 題	<p>1. 令和2年度保険料率について</p> <p>2. 令和2年度奈良支部保険者機能強化予算について</p> <p>3. その他</p> <p>【資料】</p> <p>資料1 令和2年度保険料率について</p> <p>資料2 令和2年度奈良支部保険者機能強化予算について</p> <p>参考資料1 協会けんぽ（医療分）の平成30年度決算を足元とした収支見通し（令和1年9月試算）について</p> <p>参考資料2 インセンティブ制度に係る平成30年度実績【速報値】について</p>
議事概要 （主な意見等）	<p>《支部長挨拶》</p> <p>本日は、令和2年度の協会けんぽの全国平均保険料率および支部保険者機能強化予算についてご議論いただきます。保険料率と支部予算は全国健康保険協会定款第31条に「評議会の職務」として定められている大変重要な項目となっております。保険料率に関しては、運営委員会での意見等を参考にご議論をお願いします。また、保険者機能強化予算に関しては、ジェネリック医薬品の使用促進をはじめ、健診、保健指導、広報の強化、健康経営の推進等の重点項目について、支部の課題解決に向けた取り組みと予算編成についてご説明させていただきますが、これまでに皆様方からいただいた貴重なご意見やアイデアを参考に事業を検討しておりますので、ご確認いただければと存じます。</p> <p>評議員の皆様方からは、忌憚のない活発なご意見を頂戴し、来年1月の評議会における奈良支部の保険料率と来年度の支部事業計画のご議論につなげていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。</p>

1. 令和2年度保険料率について

《主な意見と回答》

主な意見は以下の通り。

【事業主代表】

経理担当者から「また保険料率が上がりました」と何度となく聞いている。保険料率が上がっていくのは仕方がないと多くの方が思っているのではないかと。

(事務局)

平成24年度以降、全国平均保険料率は10%から変わっていないが、各支部単位では上がったり下がったりしており、奈良支部の場合は一人あたりの医療費が増加しているため、それに伴い保険料率が年々上昇している。国の将来推計では、協会けんぽの保険料率は20年後には約12%となることが見込まれている。将来2%程度上がることが見込まれているという状況も踏まえて、令和2年度の保険料率についてどう考えるかという議論をお願いしたい。

【事業主代表】

賃金上昇率が0.6%とあるが、建築業界では人口減少等の影響により住宅需要が減少し、10年後に4割から5割程度売り上げが落ちると言われている。零細企業では、給与は現状維持が精一杯であり、アップしていくということは非現実的に感じる。

(事務局)

平均標準報酬月額を支部ごとに見た場合、奈良支部はほぼ全国平均のところであり、緩やかではあるが増加傾向にある。しかしながら、給与が上がっている実感はないという声があることも承知している。

【被保険者代表】

医療費が伸びていることについて、その要因の分析は行っているのか。

(事務局)

国民医療費をベースとした医療費の伸び率の要因分析を国が公表しており、要因としては、人口増減・高齢化の影響、診療報酬改定の影響、医療の高度化の影響、制度改正の影響が考えられる。なお、平成29年度のデータでは、高齢化の影響と同じくらい医療の高度化による影響がある。

【被保険者代表】

いつまで10%を維持できるのかということが一番の問題である。高齢者にも相応の負担をしていただくなど、現役世代の負担をできる限り現状維持できるように国としても考えていただきたい。医療費も右肩上がりである。多くの健保組合が財政難により解散に追い込まれており、将来を見据えた仕組みづくりを考えていかないと協会けんぽも辛いのではないかと。

(事務局)

高齢者の負担割合の見直しについては、健保組合と共に国に対して要望をしており、国としても課題として認識していると思われる。

【学識経験者】

保険料率の10%維持を続けることで、最大で5.6か月分の準備金が積みあがることになっているが、準備金が積みあがることで国庫補助を減らすという議論が再燃してしまうのではないかと心配である。将来展望を考えるのであれば、国からの補助を確約すること、つまり一定の国庫補助を守るということが必要である。仮に国庫補助が減額されてしまうと、負のスパイラルに陥る可能性がある。国庫補助を一定以上保障することに対して、国が将来にわたり責任をしっかりと持っていたきたい。

中長期的に考えるということは、医療保険の制度の根幹をどのように考え、将来世代へとつないでいくのかという議論が当然あって然るべきである。制度として、将来20年以上先にも維持されるべき制度に作っていくということが、この保険料の議論の一番根本である。将来にわたって制度を維持できるようなフレームワークづくりをしっかりと行うという前提の上であれば、保険料10%維持はやむを得ないと考える。

(事務局)

国庫補助について、平成27年に法律上「当分の間、16.4%維持すること」とされ、これは実質的に半恒久的ということであるので、減額されるということはないと考えている。また、協会けんぽ本部としても国に対して、国庫補助を20%に上げて欲しいということ、新たに積みあがった準備金残高の16.4%を国庫に返納する仕組み(特別減額措置)の廃止について要望している。

【事業主代表】

準備金残高について、何か月分積みあがっているのがよい状態なのか。その基準があるのであれば、その範囲をキープするという考えもあるかと思う。

(事務局)

どれくらい積み上がっているのがよいのかということについては、その時々状況による意見もあり、いろいろな考え方があろうと思うので、一概にどの範囲がよいとは言えない。

2. 令和2年度奈良支部保険者機能強化予算について

《主な意見と回答》

主な意見は以下の通り。

【学識経験者】

広報手段としてSNSとリーフレットのどちらが効果的かを検討しながら進めるということだが、どのような方法で検証していくのか。どの広報によってどのくらい効果があったのかを検証する手段は考えておく必要があると思う。以前、私の仕事の関係で行ったバス広告では、効果があったか否かの判断が難しく、効果も薄かったように感じた。

【被保険者代表】

バス12台に対し全面ラッピングをするという広報を年間何千万円もかけて実施したという話を聞いたことがあるが、結果的にほとんど効果が見られず、ホームページやSNSに切り替えたそうである。バス広告よりはホームページやSNSの広報の方が効果的ではないかと思う。

様々な広報を同時期にやっていた時に、問い合わせがあった方に何を見て問い合わせをしたかを聞いたことがあるが、インターネットやSNSと回答した方が6~7割と大半を占めていた。

多くの方がホームページや SNS を見られていることを痛感したが、バス広告は費用の割に効果が少ないとも感じた。ファーストコンタクトという点では、デジタルサイネージもバスラッピングもマイナスにはならないと思うが、広告を見た人を協会けんぽへいかに誘導しセカンドコンタクトへ繋げていくかが大切だと思う。

効果検証については、電話で問い合わせがあった方に対して、何を見て電話をしましたかという調査をするということも必要だと思う。SNS であればそれを拾い上げるということも出来るようである。

(事務局)

新規事業としてお示したかかりつけ医の普及に関する広報については、医師会と協議しながら進めていく等、協会単独ではなく関係団体と協議しながら進めていく広報もある。どのような広報手段が有効であるか、広報物をどういった場所で活用するのかによって、リーフレットがいいのか、ホームページや SNS の広報がいいのかについても変わってくるため、関係団体との協議も踏まえてより効果的な広報ができるよう検討してまいりたい。

なお、ホームページや SNS が効果的であることは承知しているが、加入者のなかには年齢層が高い方等、デジタル媒体になじみのない方もいるため、有効な広報手段について情報収集や分析もしながら検討していきたい。

広報物の効果検証については、検証が難しい領域であるかと思う。バス広告のように、広報の効果がどれだけ出たかを正確に測定することが難しいものもあり、効果が出るまでに時間がかかるもの、あるいは不可能なものもあるため、どのように効果検証を行うのかについては、今後の課題としたい。

【学識経験者】

リーフレットに QR コードがついているものを最近よく見る。QR コードを利用して、動画等を見ることができれば、若者は興味を持つであろうし、年配の方にとっても文字を読むよりも動画の方が分かりやすく効果的という声もよく聞くので、そういった工夫も大事だと思う。

バスに乗った人がバス車内のデジタルサイネージを見ても、印象に残りにくいと思う。近鉄奈良駅でもデジタルサイネージが設置されているので、県の医療保険課や他の機関とタイアップして流すことも検討してもいいのではないかと。

(事務局)

県や保険者協議会に対して、共同広報の働きかけも行っており、実際に一緒に実施している内容もあるが、なかなか動きにくいというのが現状である。県や保険者協議会に対しては、今回の評議会でこういった提案があったことを会議の場等を通して伝えながら、引き続きタイアップを提案してまいりたい。

特記事項

傍聴：なし

次回は令和2年1月16日15時から開催。